

名古屋市達第30号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表	別表
(略)	(略)
幹事 会計室会計課長	幹事 会計室会計課長
(略)	(略)
〃 スポーツ市民局人権施策推進部 担当課長（ <u>同和問題等</u> ）	〃 スポーツ市民局人権施策推進部 担当課長（ <u>部落差別の解消等</u> ）
(略)	(略)
〃 緑政土木局 <u>企画経理課長</u>	〃 緑政土木局 <u>総務課長</u>
(略)	(略)

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。